

平成 25 年 3 月 1 日

建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済制度とは

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律に基づき、国が作った制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に、働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その方が、建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うというもので、建設業界全体の退職金制度ともいえるものです。

制度の詳細な説明はこちら ⇒ [建設業退職金共済事業本部ホームページ
http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/](http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/)

建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書の提出について

本市では、以下により、市発注工事を受注された元請業者の方々に対しまして、建設業退職金共済証紙の購入状況の確認等を行っております。

1. 本市と工事請負契約を締結したとき

- (1) 「掛金納付書」を貼付した「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」を契約締結後 1 ヶ月以内に総務部契約課に提出して下さい。
- (2) 共済証紙を購入しない、又は購入が遅れるときは、その理由及び購入予定時期を「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」に記載し、を契約締結後 1 ヶ月以内に総務部契約課に提出して下さい。

購入が遅れると報告された方は、購入後速やかに「掛金納付書」を貼付した「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」を総務部契約課に提出して下さい。

2. 共済証紙を追加購入したとき

請負代金額の増額変更等により、共済証紙を追加購入したときは、「掛金納付書」を貼付した「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」を総務部契約課に提出して下さい。

提出する「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」の契約日及び契約金額は変更後の契約日及び契約金額を記載して下さい。

注意事項

- (1) 共済証紙は工事ごとに購入して下さい。

(2) 共済証紙の購入の際には、対象労働者数及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入して下さい。なお、的確な把握が困難な場合は、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考にして購入して下さい。

●勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」

⇒ <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html#kangaekata>

(3) 建設工事請負契約を締結した元請業者は、現場事務所等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）を掲示して、対象となる労働者への周知を図って下さい。

(4) 工事の一部を下請に出す場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、下請業者に対し共済証紙を現物交付し、又は掛金相当額を下請代金に算入するなどして、本制度の促進に努めて下さい。

(5) 下請業者の規模が小さく、貼付事務等の処理能力が十分でない場合は、元請業者においてできる限り、貼付事務等の受託に努めて下さい。

(6) 共済証紙の受払いを明確にするため、共済証紙受払簿及び共済手帳受払簿を備えて下さい。

制度等についてのお問い合わせ先

◆独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル 20階

tel : 03(6731)2866・2831 fax : 03(6731)2895

◆建退共福岡県支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館2階

tel : 092(477)6734 fax : 092(477)6740

久留米市総務部契約課 工事担当

〒830-8520 久留米市城南町15-3

tel : 0942-30-9171

fax : 0942-30-9713